

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：到津の森公園

所 在 地：小倉北区上到津四丁目1番8号

施設内容：①施設概要

管理センター、南エントランス、北エントラス、森の案内所、動物展示施設、里のいきもの館、子どもホール、森の音楽堂、ふれあい休憩舎、動物病院、レストラン、売店、駐車場、芝生広場、遊戯施設など

②主な事業内容

- ・動物及び植物の展示、動物の飼育管理に関する業務
- ・自然環境教育に関する業務
- ・来園者へのサービス及び利用促進に関する業務
- ・市民からの支援に関する業務
- ・施設の管理に関する業務

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会

所 在 地：小倉北区上到津四丁目1番8号

主な業務内容：指定管理業務、駐車場管理運營業務

2 指定の経緯

令和6年 8月27日 第1回指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

令和6年 9月11日 申請受付開始

令和6年 9月30日 申請締め切り

令和6年10月18日 第2回指定管理者検討会の開催（提案書等審査）

令和6年10月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と、指定管理者としての適正性は適正と、また管理運営計画の適格性は適格と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員（五十音順）

- ・[公認会計士] 岩武 玲子（日本公認会計士協会北部九州会）
- ・[市民代表] 大下 亜耶（北九州青年会議所）
- ・[有識者] 馬場 稔（元北九州市立自然史・歴史博物館哺乳類担当学芸員）
- ・[教育関係者] 平田 敬子（北九州市保育所連盟・ナオミ愛児園園長）
- ・[学識経験者] 南 博（北九州市立大学地域戦略研究所教授）

5 条件付き公募方式採用について

（1）条件付き公募とする理由

市は、当該施設が民間事業者に委ねることが適さない施設であるか、市が直接担うより効果的かつ効率的な施設の管理運営ができるか、公益財団法人どうぶつ公園協会が市の外郭団体として市の政策の一翼を担っているか、という視点で検討会の審査結果も踏まえて検討した結果、到津の森公園の指定管理者に条件付き公募方式を採用することとしました。

（2）条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

（3）第1回検討会（条件付き公募方式採用の妥当性審査）における主な意見

- ・ これまでの維持管理の経験や技術をもつ人材、他の動物園とのつながりを評価し、他の事業者では運営できるとは考えられないため、条件付き公募方式の採用は妥当と考える。
- ・ 特殊な経験や知識を必要とする業務が多いことから、民間事業者に委ねることが適さない施設であるため、条件付き公募方式の採用は妥当
業務の特殊性と専門人材配置・育成の必要性 に関連して、指定期間も含めた職員の継続性、雇用の安定性などには特段の配慮が必要。
- ・ 到津の森公園がもともと民間事業者の経営不振により、北九州市が引き継いだことや、全国的にみて民間事業者による動物園等の運営実績が少ないこと、また、公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会の過年度の管理運営評価は高く、適切に施設の運営を行ってきた。そのため、当該団体のみを申請可能とする条件付き公募は妥当であると判断する。
- ・ 指定管理者として実績や組織として北九州市どうぶつ公園協会以外には

安心して運營業務をお任せできないと感じ、条件付き公募方式の採用は妥当と考える。

- ・ 到津の森公園は、市内の親子を始め老若男女問わず、市民から愛されてきた施設と認識している。これから北九州市で育つ子供たちのためにも、今後も長く存続していく必要があり、施設の維持管理、動物飼育に関するノウハウなど安定した経営が必要、「指定管理者の管理運営に対する評価」でも高評価であり、他にこのような運営ができる事業者はないと考えるため、条件付き公募方式の採用は妥当と考える。
- ・ 動物園という当該施設の特性、歴史的経緯、さらに現状において市民と広く協働し市民から親しまれ管理運営も概ね順調に行われている特長を勘案すると、高い専門性を有する北九州市どうぶつ公園協会による管理運営を継続することが最も効率的、かつ市民サービス維持向上に繋がると考えられるため、条件付き公募とすることは妥当と考える。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
	④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。

	<p>③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p>
	<p>【効率性】</p> <p>(3) 指定管理料及び収入</p> <p>① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。</p> <p>② 収入が最大限確保される提案であるか。</p> <p>③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。</p> <p>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p> <p>① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。</p> <p>② 経費の配分は適切であるか。</p> <p>③ 積算根拠は明確であるか。</p> <p>④ 再委託が適切な水準で行われているか。</p>
	<p>【適正性】</p> <p>(5) 管理運営体制など</p> <p>① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。</p> <p>② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。</p> <p>③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。</p> <p>④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。</p> <p>⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。</p> <p>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <p>① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。</p> <p>② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。</p> <p>③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。</p> <p>④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。</p> <p>⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。</p>
	<p>(7) 社会貢献・地域貢献</p> <p><社会貢献の視点></p> <p>① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。</p> <p>② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。</p> <p>③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。</p> <p><地域貢献の視点></p> <p>④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。</p> <p>⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。</p> <p>⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。</p>

7 審査結果

(1) 適否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員				
		A	B	C	D	E
公益財団法人 北九州市どう ぶつ公園協会	1 指定管理者としての適性					
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤					
	(3) 実績や経験など					
	2 管理運営計画の適確性					
	【有効性】					
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度					
	【効率性】					
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性					
	【適正性】					
	(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	適
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					
(7) 社会貢献・地域貢献						

(2) 第2回検討会（指定管理者としての適正及び管理運営計画の適格性審査）における主な意見

- ・ 当該施設の指定管理者として十分な優れた能力を安定的に有しており、意欲も高いと判断できる。
- ・ これまでの管理運営の経験や実績に基づいた十分な能力を有する指定管理者候補と考える。
- ・ 目的やターゲットに適した媒体を使用した効果的な広報について提案されているが、手法についてはよく検討してほしい。
- ・ 障害のあるお子さんとその家族を招待するドリーム・ナイト・アット・ザ・ズーなどの事業は、大変良い取り組みだと思ふ、ユニバーサルデザイン化の推進も期待したい。
- ・ 希少種の保存や飼育動物の調査研究など、大学等との連携・共同を含めた調査研究事業についても引き続き努力してほしい。ただし、職員の負担が過多とならないようバランスをとり継続してほしい。
- ・ 物販における商品の選定には、特徴のあるものや季節に応じたものなど、よく検討してほしい。
- ・ 目標入場者を38～39万人と高く設定されており、今後の人口減少や異常気象の影響をふまえると、入場者数の増加策が課題になると思ふ。県外さらには国外へのPRや市民が行きたくなる公園、行きやすい公園づくりが必要だと思ふ。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 到津の森公園の設置目的及び令和5年度に市が策定した「到津の森公園将来ビジョン」についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・ 管理運営計画については、市の要求水準を満たしており、動物及び植物の維持水準の改善や自然環境教育施設として環境学習プログラムの拡充、季節に応じたイベントの実施や体験プログラム等の改良等の利用者増加策や多言語ガイドサービスなど利便性向上策などが提案されている。
- ・ 季節に応じたイベントの実施や夜間開園、物販の魅力向上による収入増加策に加え、市民や企業、団体からの寄付金等の確保等の提案により収支計画も妥当なものとなっている。
- ・ 管理運営体制については、大型動物や猛獣などの飼育・獣医業務及び施設の運営・維持管理等に必要な人員体制や危機管理体制が計画されている。
- ・ 地域貢献や社会貢献については、市民ボランティアとの連携や障害のあるお子さんとその家族を招待するドリーム・ナイト・アット・ザ・ズーの開催、小学校からの「長期学習プログラム」の受入れなど、自然環境施設としての役割が計画されている。

9 提案額

令和7年度 131,380 千円

令和8年度 131,380 千円

令和9年度 131,380 千円